

5　自主防災活動への補助

自主防災組織の防災活動事業費補助金

三島市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、地域における自主防災組織等の活動を支援するため、次の事業を実施する自主防災組織等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

※必ず事前に申請し、交付決定通知受領後に事業を実施してください。

事前着手不可

1 補助対象の活動

活動内容	補助率
(1) 防災資機材の購入又は修繕	2/3以内
(2) 地区防災計画書の作成（役員に貸与する印刷又は製本）	2/3以内
(3) 防災訓練	3/3以内
(4) 防災に関する研修及び視察	1/2以内

2 補助の対象、補助率

(1) **防災資機材の購入又は修繕** (補助率2/3以内)

ア 補助の対象 ※対象は以下の品目に限ります。

区分	補助対象品目	補助対象としないもの										
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入に係る費用 ・ 本体にセットされている付属品 ・ 名入れ代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の地域活動で使用できるもの ・ 本体と同時に購入しない部品、付属品等 ・ 土地購入費、借地代、使用料 ・ 手数料（送料、振込手数料、代引き手数料等） ・ 個人（世帯）を対象とするもの（黄色いハンカチ、家具固定器具） 										
情報伝達用資機材	<table border="0"> <tr> <td>・ メガホン</td> <td>・ 簡易無線機</td> </tr> <tr> <td>・ 電池メガホン</td> <td>・ トランジスターラジオ</td> </tr> <tr> <td>・マイクセット</td> <td>・ 防災伝言シート</td> </tr> <tr> <td>・ ワイヤレスアンプ</td> <td></td> </tr> </table>	・ メガホン	・ 簡易無線機	・ 電池メガホン	・ トランジスターラジオ	・マイクセット	・ 防災伝言シート	・ ワイヤレスアンプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備電池・予備バッテリー ・ 登録料・免許料 ・ 防災ラジオ 		
・ メガホン	・ 簡易無線機											
・ 電池メガホン	・ トランジスターラジオ											
・マイクセット	・ 防災伝言シート											
・ ワイヤレスアンプ												
初期消火用資機材	<table border="0"> <tr> <td>・ 消火器</td> <td>・ スタンドパイプ</td> </tr> <tr> <td>・ 消火器格納箱</td> <td>・ 消火ホース（筒先）</td> </tr> <tr> <td>・ ハンドル</td> <td>・ バケツ</td> </tr> <tr> <td>・ マンホールキー</td> <td>・ 砂袋</td> </tr> <tr> <td>・ C級可搬ポンプ式 (可搬ポンプ本体、消火ホース、吸水管、 消火筒先、運搬用台車)</td> <td></td> </tr> </table>	・ 消火器	・ スタンドパイプ	・ 消火器格納箱	・ 消火ホース（筒先）	・ ハンドル	・ バケツ	・ マンホールキー	・ 砂袋	・ C級可搬ポンプ式 (可搬ポンプ本体、消火ホース、吸水管、 消火筒先、運搬用台車)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分料 ・ 回収手数料 ・ ガソリン ・ オイル
・ 消火器	・ スタンドパイプ											
・ 消火器格納箱	・ 消火ホース（筒先）											
・ ハンドル	・ バケツ											
・ マンホールキー	・ 砂袋											
・ C級可搬ポンプ式 (可搬ポンプ本体、消火ホース、吸水管、 消火筒先、運搬用台車)												

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
障害物除去用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・バール ・丸太 ・折畳梯子、脚立 ・のこぎり ・掛矢 ・斧、なた ・スコップ ・つるはし ・障害物除去用角材 ・ゴムボート ・リヤカー ・ジャッキ ・チェンソー ・鍬（くわ） <ul style="list-style-type: none"> ・もっこ ・石み ・ペンチ ・鉄線はさみ ・大ハンマー ・片手ハンマー ・一輪車 ・ロープ ・エンジンカッター ・コンクリート破碎機 ・ウインチ ・チェーンブロック ・耐切創手袋 	<ul style="list-style-type: none"> ・単管パイプ ・自転車 ・台車 ・予備タイヤ ・空気入れ ・替刃 ・ガソリン ・オイル ・草刈機
救護用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・担架 ・車椅子 ・応急手当用品 (医薬品類) <ul style="list-style-type: none"> ・おんぶひも ・簡易ベッド ・三角巾、さらし 	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔ケア用品 ・寝袋、布団、枕、マット
避難用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・強力ライト（懐中電灯、ヘッドライト） ・標旗（のぼり旗） ・腕章 ・ベスト ・階段避難車 <ul style="list-style-type: none"> ・ロープ ・ビブス ・ライフジャケット ・ソーラーパネル (屋根に取り付けるものは除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・予備電池 ・予備バッテリー
避難生活用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・発動発電機 ・コードリール ・投光器 (バルーン型可) ・強力ライト ・照明スタンド ・かまど ・釜（鑄物コンロ） ・鍋 ・やかん ・移動式炊飯器 ・ガス炊飯器 ・灯油コンロ ・ポリ容器 (非常用包装食袋) ・受水槽 (貯水用タンク) <ul style="list-style-type: none"> ・防災用毛布 ・ろ水機 (交換用ろ材、塩素、 残留塩素測定器) ・ビニールシート ・マンホールトイレ ・非常用排便収納袋 ・間仕切 ・汚物処理用品 (脱臭剤、凝固剤、消毒剤) ・仮設トイレ (簡易トイレ、テント) ・備蓄用食料・飲料水 (5年保存以上) ・非常用給水袋 ・ポータブル電源 (蓄電池、充電器) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン ・オイル ・カセットコンロ ・燃料用ガス ・薪 ・食器類、配膳機器 ・電気炊飯器 ・トイレットペーパー ・食料、飲料水（保存期間 5年未満のもの） ・寝袋、布団、マット ・予備電池 ・予備バッテリー

区分	補助対象品目	補助対象としないもの
感染防止資機材等	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・ニトリル手袋 ・坊塵ゴーグル ・感染防護衣 ・消毒液 ・消毒噴霧器 ・大型扇風機 ・空気清浄機 ・非接触型体温計 ・石鹼 <p>※コロナ禍で、災害が発生した場合、感染予防のため必要と認めた資機材</p>	補助対象品目がない資機材を購入予定の場合は、お手数ですが、必ず事前に危機管理課までお問い合わせください。
その他資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・テント (おもり、四方幕) ・ヘルメット (防災頭巾) ・備蓄燃料用スチールタンク ・固体燃料 (固体アルコール、練炭、木質チップ、ペレット) ・防災マップ ・工具セット ・工具箱 ・避難場所に関する看板 ・リヤカー ・A E D <p>・防災倉庫 (土工事・基礎・土間・組立設置費、名入代、室内照明具、換気扇、設計費、整地費、運送費、建築確認費用、既存建物撤去処分費 (同一箇所への建替えのみ))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、オイル等 ・薪、木炭、石炭 ・住宅地図 <p>・間接的工事費、諸経費、雑費、既存建物撤去処分費 (異なる場所への建替えの場合)</p>
防災資機材の修繕	上記資機材の内、1個当たりの修繕に要する費用が 10,000 円以上の資機材の修繕 (修繕する前の資機材の写真を申請書に添付)	

※補助対象となるか不明確な場合、事前に危機管理課までお問い合わせください。

イ 補助の条件

- 自主防災組織が計画し、当該組織の構成員が共同で使用する防災資機材の購入・修繕に要する経費が対象です。
- 見積書は同じ規格で2社以上から取得してください。ただし、防災資機材購入等の場合で見積書の合計金額（税込み）が一業者につき、6万円未満の場合は、見積書1社でも可とします。

(2) 地区防災計画書の作成 (補助率 2 / 3 以内)

ア 補助の対象となる経費

- 地区防災計画書の印刷又は製本に要する費用

イ 補助の条件

- 自主防災組織の役員に貸与する地区防災計画書に限る。
- 原則、見積書は同じ規格で2社以上から取得してください。ただし、見積書の合計金額（税込み）が一業者につき、6万円未満の場合は、見積書1社でも可とします。

(3) 防災訓練 (補助率 3 / 3 以内)

ア 補助の対象

品 目
・炊出し訓練用米
・初期消火訓練に使用する街頭消火器の薬剤詰替え
・初期消火訓練に使用かつ耐用年数※が超過する街頭消火器の買替え

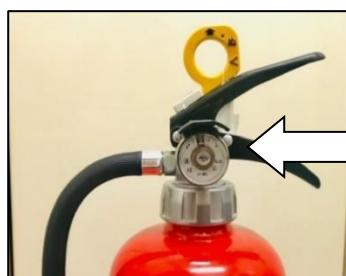
※一般的に製造から 10 年が耐用年数となります。蓄圧式消火器の場合、薬剤詰替えが困難な場合があるため、製造から 5 年で買替えの補助対象としています。

消火器の種類	街頭消火器の買替えの補助対象
加圧式消火器	2016 年（平成 28 年）3 月 31 日以前に製造
蓄圧式消火器	2021 年（令和 3 年）3 月 31 日以前に製造

【加圧式消火器】



【蓄圧式消火器】



指示圧力計
の有無で判別

イ 補助の条件

- 自主防災訓練予定申込書（実施計画書）を提出すること。
- 粉消火器での訓練が困難な場合は、水消火器での訓練を実施すること。
(水消火器は危機管理課で貸出可。詳細は **3-16** 参照)
- 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日～2021 年（令和 3 年）3 月 31 日までの間に製造された蓄圧式消火器の買替えについては、消火器の種類を判別するため、買替え前の消火器（指示圧力計の部分）の写真を申請書に添付すること。

ウ 補助単価の限度額

品 目	補助上限額等	見積書	備 考
炊出し訓練用米購入	918 円/kg（税込み）	1 社以上	訓練 写真 必要
10 型消火器薬剤詰替え	4,950 円/本（税込み）		
20 型消火器薬剤詰替え	8,030 円/本（税込み）		
対象消火器の買替え	一番低い見積額	2 社以上 (6 万円 未満の場合 は 1 社 で可)	

エ 消火器の補助率早見表

訓練方法	買替え（購入）		薬剤詰替え
	耐用年数超過	耐用年数内	
粉消火器	補助率 3/3	補助率 2/3	補助率 3/3
水消火器	補助率 3/3 (危機管理課で貸出)	補助率 2/3	補助率 3/3
消火訓練 未実施	補助率 2/3	補助率 2/3	補助なし

(4) 防災に関する研修及び視察 (補助率 1/2 以内)

ア 補助の対象となる経費

項目	見積書
・バス借上げ料 ・バス乗務員費用 ・保険料 ・企画料金	2 社以上
・有料道路通行料 ・駐車場使用料 ・施設入場料 ・講師謝礼	1 社（者）以上
・市民トリアージ研修費	詳細は 3-⑦ 参照
・上記以外経費	補助対象となるかを含めて要相談

イ 補助の対象とならない主な経費

- ・消耗品費
- ・コピー代
- ・飲食代
- ・会場使用料

ウ 補助の条件

- 自主防災組織単独又は合同で計画し、当該組織の構成員の防災に係る活動に必要な研修・視察で、補助金の交付決定以降に実施された事業あること。
- 同一事業に対する補助金の交付は1回限りとする。（合同で事業を実施する場合、個々の自主防災組織に対して補助金は交付しない）

3 補助限度額

各自主防災組織あたりの限度額 = 10万円 + (200円 × 自治会加入世帯数)

※世帯数・・・令和7年4月1日現在の自治会世帯数（詳細は別紙参照）

※千円未満の端数は切り捨て

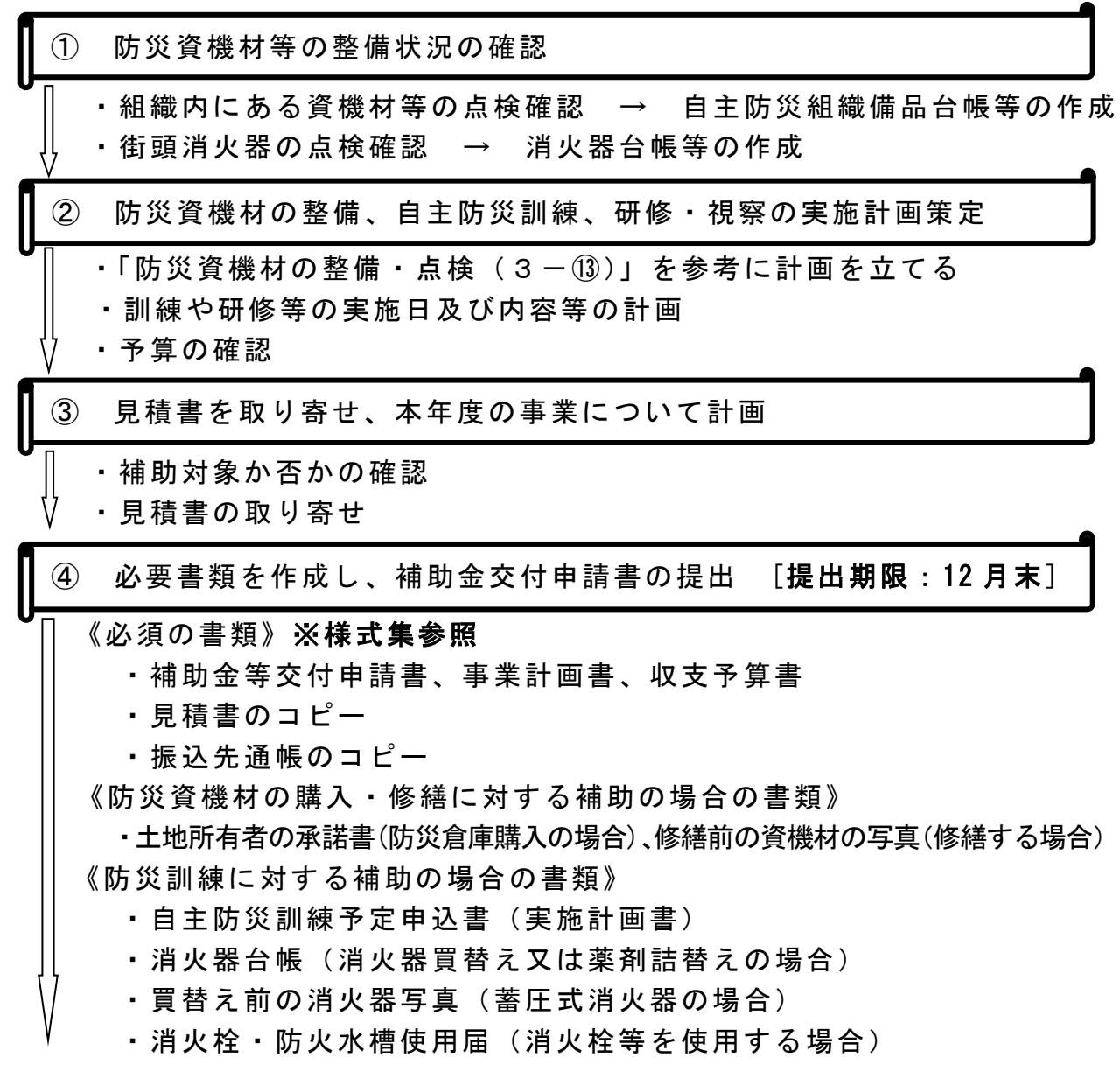
【補助限度額への加算・限度額について】

区分	加算・限度額
C級可搬ポンプ購入に要する経費	補助限度額に一式につき 40万円加算
ろ水機購入に要する経費	補助限度額に1台につき 20万円加算
自主防災倉庫購入に要する経費	補助限度額に1棟につき 20万円加算
研修・視察事業	5万円が限度
複数の自主防災組織からなる連合組織 (同一組織は複数の連合での申請不可)	5万円が限度

※加算額の使用は当該物品の購入にかかる経費に限る

4 申請の手順について

【計画から交付申請まで】



市における審査 ⇒⇒⇒ 市から交付決定通知

必ず事業着手は交付決定後に！

●審査内容

- ・提出書類の確認（金額、見積書等の添付書類等）
- ・補助上限金額の確認

【交付決定通知受領後から実績報告書の提出まで】

⑤ 事業の実施

- ・購入した防災資機材には、組織名を入れること
- ・購入・修繕した防災資機材の写真の撮影
- ・訓練実施風景（炊出し訓練、初期消火訓練）及び訓練購入品（米、消火器）の写真の撮影
- ・研修等実施風景の写真の撮影
- ・納品書、請求書、領収書の受領

⑥ 必要書類を作成し、事業完了報告書・請求書の提出 [提出期限：翌年2月末]

《必須の書類》

- ・補助事業完了報告書、事業実績書、収支決算書
- ・領収書の写し
- ・「交付・請求書」（市の様式）

《防災資機材の購入・修繕に対する補助の場合の書類》

- ・購入、修繕した防災資機材の写真

《防災訓練に対する補助の場合の書類》

- ・自主防災訓練実施報告書
- ・訓練実施風景（炊出し訓練、初期消火訓練）の写真及び訓練購入品（米・消火器）の写真
- ・消防水利使用報告書

《研修・視察事業に対する補助の場合の書類》

- ・研修等実施写真

市における検査・審査 ⇒⇒⇒ 補助金の交付（振込み）

5 領収書の取扱い留意事項

事業完了報告時には、原則、購入先の領収書が必要になります。(金融機関への振込明細書や運送会社の領収書では基本的には代用できません。) 購入先に事情を説明していただき、領収書を発行してもらうようお願いします。

(以下参照 ※ 必須項目)

※宛名欄の無い簡易領収書(レシート)では、代用できません。

領収書の例	申請年度内(2月末まで)の日付のものが対象です。
取入印紙	2025年5月●●日
領 収 書	
●●●自主防災会様	宛名は自主防災組織(自治会・町内会)、福祉避難所、複数の自主防災組織からなる連合組織名義のものが対象です。
金額 ￥ ●●, ●●●-	
但 ▲▲▲代	
但書に具体的な「品目名」「個数」「金額」等を記入して もらってください。 品目が多数の場合は、内訳が記載された請求書や納品書等のコピーも併せて添付してください。	●●××会社 ●●県●●市●●町●● 電話 ●●●-●●●●

レシートと領収書が一体となっているものの例	* 領収証明細 *
2025年5月×日	2025年5月×日(△)
領 収 書	● : ●● レジ ●●
●●自主防災会様 ￥ ●●, ●●●-	備蓄用飲料水 ●●本×
上記正に領収しました(消費税等 ●●●●円を含みます)	@ ●●●
但 備蓄用飲料水 ●L×●●本	合計 ￥●●, ●●●
●●××株式会社	(内税 ￥●, ●●●●)
●●県●●市●●町○-●● 電話 ●●●-●●●●	お預かり ￥●, ●●●●

【インターネットを利用して購入する場合について】

近年、インターネットで防災資機材を購入される組織が増えていることに伴い、手続きについて多くのご質問が寄せられていることから、よくある質問集を掲載しますので参考にしてください。

Q1 見積書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。

A1 「販売業者名」「購入資機材の品名」「規格」「単価」等が記載された、検索画面を印刷して代用してください。(以下参照 ※ 必須項目)

見積書が発行されない場合の例

(販売事業者名)

商品名から検索



写真

(購入資機材の品名)

(単価) ￥●●, ●●●-

(規格) サイズ：幅●●m×

奥行●●m×高さ●●m

重量：▲▲kg

素材：×××××××

付属品：●●●●

(合計金額)

￥●●, ●●●-

カートに入れる

今すぐ購入

「販売業者名」「購入資機材の品名」「規格」「単価」等が記載された商品の検索画面を印刷してご提出ください。

Q2 領収書を発行してもらえない場合どうしたらよいですか。

A2 「販売業者名」「注文日」「宛名」「購入資機材の品名」「個数」「請求金額」等が記載された購入履歴の画面または、発注した際に届く確認メールを印刷して代用してください。

Q3 領収書の宛名が記載されない場合や、個人名義となってしまう場合どうしたらよいですか。

A3 原則、自主防災組織（自治会・町内会等）の名義のものが対象となります。クレジットカード決済等で組織員が個人名義で支払いを代行した場合は、『組織員が支払いを代行した』ということを証明する「証明書」（様式集参照）を記入し、自主防災会長（自主防災会長が支払いを代行した場合、副会長または会計）に署名をもらい、領収書に添付してください。

Q4 市から交付決定通知が届き、いざ購入しようとしたら、購入物品の金額が変更されていたのですが、どうしたらよいですか。

A4 価格変動や、購入予定物品が品切れとなったことに伴い、申請時から事業計

画に変更が生じた場合、必ず購入前に危機管理課に連絡してください。

6 注意事項

- (1) 必ず事業着手前（資機材購入前・訓練等実施前）に申請すること。
- (2) 補助金交付申請書の提出から交付決定通知まで及び請求書の提出から支払いまで、それぞれ2週間前後（内容によってはそれ以上）要すること。
- (3) 申請は12月末まで、事業完了報告は翌年2月末までに提出すること。
- (4) 防災資機材の購入・修繕に係る補助申請は、原則として1組織につき年1回を限度としているため、計画的に申請すること。
- (5) 書類は組織において記入し、郵送または組織の構成員が持参すること。
- (6) 天候等により防災訓練を中止した場合、薬剤詰替えに係る補助ができません。（消火器の更新は、防災訓練未実施の場合、2/3以内の補助）
- (7) 補助金交付申請書の提出後に計画の内容や金額に変更が生じた場合は、危機管理課に必ず相談すること。
- (8) 防災倉庫の設置には原則、建築確認申請が必要となり、申請書類の作成を業者に依頼した場合、購入費とは別に費用がかかることがある。（建築確認申請費も補助対象）

○三島市のホームページから補助金申請書のダウンロードができます。

三島市HPトップ画面→地震・防災情報→共助→自主防災組織防災資機材

7 交付申請書添付書類一覧 (◎: 必須 ○: 該当する場合 ×: 不要)

添付書類名	資機材購入・修繕	地区防災計画書の作成	防災訓練事業	研修・視察事業
補助金等交付申請書	◎	◎	◎	◎
事業計画書	◎	◎	◎	◎
収支予算書	◎	◎	◎	◎
見積書の写し	◎ 原則 2 社以上 ※一業者につき 6 万円未満 の場合 見積書 1 社でも可	◎ 1 社又は 2 社 以上	◎ 1 社又は 2 社 以上	◎ 2 社以上
振込先通帳のコピー	◎	◎	◎	◎
消火器台帳	×	×	○ 消火器薬剤詰替えまたは買替えの場合	×
買替え前の消火器写真	×	×	○ 蓄圧式消火器の場合	×
自主防災訓練予定申込書(実施計画書)	○ 訓練を実施する場合	×	◎	○ 研修・視察の計画書
消火栓・防火水槽使用届	○ 消火栓等を使用する訓練を実施する場合	×	○ 消火栓等を使用する訓練を実施する場合	○
土地所有者の承諾書	○ 防災倉庫設置の場合	×	×	×
修繕する前の資機材の写真	○ 修繕する場合	×	×	×

8 完了報告書添付書類一覧 (◎: 必須 ○: 該当する場合 ×: 不要)

添付書類名	資機材購入・修繕	地区防災計画書の作成	防災訓練事業	研修・視察事業
補助事業完了報告書	◎	◎	◎	◎
事業実績書	◎	◎	◎	◎
収支決算書	◎	◎	◎	◎
交付・請求書 ※市の様式	◎	◎	◎	◎
領収書の写し	◎	◎	◎	◎
自主防災訓練実施報告書	○ 訓練を実施した場合	×	◎	○ 研修・視察の計画書
消防水利使用報告書	○ 消火栓等を使用する訓練を実施した場合	×	○ 消火栓等を使用する訓練を実施した場合	○
写真	◎ 購入資機材、修繕後の資機材	◎ 印刷、製本後の地区防災計画書	◎ ・ 購入した米、消火器 ・ 薬剤詰替えを実施した消火器 ・ 訓練風景 (炊出し訓練、初期消火訓練)	◎ 研修風景

令和7年度自主防災活動事業費補助金申請限度額一覧

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
101	西部	加屋町自治会	265	153,000
102	西部	清住町自治会	249	149,000
103	西部	三好町自治会	143	128,000
104	西部	西本町町内会	320	164,000
105	西部	栄町自治会	291	158,000
106	西部	西若町自治会	380	176,000
107	西部	緑町自治会	387	177,000
108	西部	南町自治会	430	186,000
109	西部	広小路町自治会	405	181,000
110	西部	泉町自治会	207	141,000
111	西部	寿町自治会	386	177,000
201	中部	本町大中島自治会	580	216,000
202	中部	本町小中島町内会	215	143,000
203	中部	南本町御殿町内会	9	101,000
204	中部	南本町高台町内会	208	141,000
205	中部	芝本町町内会	358	171,000
206	中部	一番町町内会	450	190,000
207	中部	中央町自治会	200	140,000
208	中部	中央町2区町内会	80	116,000
209	中部	北田町町内会	230	146,000
210	中部	中田町北町内会	185	137,000
211	中部	中田町南自治会	210	142,000
212	中部	南田町町内会	350	170,000
213	中部	富田町自治会	226	145,000
214	中部	文教町1丁目町内会	50	110,000
215	中部	合同宿舎文教住宅自治会	266	153,000
216	中部	幸町町内会	40	108,000
217	中部	南本町新御殿町内会	94	118,000
301	東部	大社町自治会	371	174,000
302	東部	東本町1丁目自治会	427	185,000
303	東部	東本町2丁目自治会	563	212,000
304	東部	日の出町自治会	345	169,000
305	東部	東町自治会	356	171,000
306	東部	南二日町自治会	657	231,000

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
307	東部	文教町2丁目自治会	446	189,000
308	東部	文教町西町内会	88	117,000
309	東部	大宮町1丁目自治会	275	155,000
310	東部	大宮町2丁目自治会	350	170,000
311	東部	大宮町3丁目自治会	450	190,000
312	東部	加茂川町1区町内会	555	211,000
313	東部	加茂川町2区自治会	130	126,000
314	東部	若松町自治会	549	209,000
315	東部	加茂町内会	1020	304,000
316	東部	西旭ヶ丘町内会	149	129,000
317	東部	青葉台自治会	54	110,000
318	東部	シャルマンコーポ町内会	226	145,000
319	東部	市営加茂住宅自治会	24	104,000
320	東部	文教町東岩崎町内会	33	106,000
601	中郷	梅名自治会	994	298,000
602	中郷	中島町内会	600	220,000
603	中郷	大場町内会	710	242,000
604	中郷	多呂自治会	463	192,000
605	中郷	北沢町内会	131	126,000
606	中郷	八反畠町内会	273	154,000
607	中郷	鶴喰自治会	110	122,000
608	中郷	青木町内会	530	206,000
609	中郷	新谷自治会	307	161,000
610	中郷	玉川自治会	154	130,000
611	中郷	平田自治会	192	138,000
612	中郷	松本町内会	611	222,000
613	中郷	長伏町内会	1215	343,000
614	中郷	御園町内会	360	172,000
615	中郷	安久町内会	675	235,000
616	中郷	藤代町町内会	450	190,000
617	中郷	三島パサディナ自治会	357	171,000
618	中郷	東大場町内会	880	276,000
619	中郷	モナーク三島自治会	83	116,000
620	中郷	ウイスティリア三島青木自治会	71	114,000
621	中郷	サンステージ向山王の郷自治会	61	112,000
622	中郷	サンステージ向山はにまるタウン自治会	68	113,000

参考

補助限度額=10万円+（200円×自主防災会加入世帯数） ※千円未満の端数がある場合は切り捨て

※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
401	北上	佐野自治会	219	143,000
402	北上	芙蓉台自治会	860	272,000
403	北上	萩町内会	791	258,000
404	北上	幸原町自治会	650	230,000
405	北上	徳倉第1町内会	410	182,000
406	北上	徳倉第2町内会	490	198,000
407	北上	徳倉第3町内会	547	209,000
408	北上	徳倉第4町内会	518	203,000
409	北上	徳倉第5自治会	515	203,000
410	北上	徳倉第6町内会	478	195,000
411	北上	富士ビレッジ自治会	585	217,000
412	北上	沢地町内会	194	138,000
413	北上	千枚原町内会	153	130,000
414	北上	壹町田1丁目自治会	600	220,000
415	北上	壹町田2丁目自治会	70	114,000
416	北上	光ヶ丘1丁目町内会	288	157,000
417	北上	光ヶ丘3丁目町内会	209	141,000
418	北上	光ヶ丘県営住宅自治会	250	150,000
419	北上	光ヶ丘市営住宅自治会	112	122,000
420	北上	富士見台自治会	500	200,000
421	北上	県営壹町田やまがみ団地自治会	142	128,000
422	北上	東壹町田町内会	143	128,000
423	北上	見晴台自治会	948	289,000
424	北上	サンステージ壹町田自治会	32	106,000
425	北上	シャリエ三島壹町田自治会	75	115,000
426	北上	エンゼルハイム芙蓉台自治会	20	104,000
427	北上	かわせみタウン壹町田自治会	53	110,000
428	北上	マルシオン・マルジュ壹町田自治会	41	108,000
501	錦田	小山中島自治会	173	134,000
502	錦田	小山自治会	205	141,000
503	錦田	谷田自治会	320	164,000
504	錦田	御門自治会	540	208,000
505	錦田	夏梅木町内会	565	213,000
506	錦田	中自治会	285	157,000
507	錦田	竹倉自治会	84	116,000
508	錦田	玉沢町内会	53	110,000
509	錦田	台崎町内会	12	102,000

参考

補助限度額=10万円+ (200円×自主防災会加入世帯数) ※千円未満の端数がある場合は切り捨て

※C級可搬ポンプを購入する場合は補助限度額に40万円を加算

※自主防災倉庫を建てる場合は20万円を加算

※ろ水機を購入する場合は1台につき20万円を加算

CD	地区	自主防災会名	世帯数	補助限度額
510	錦田	押切町内会	165	133,000
511	錦田	桜ヶ丘町内会	348	169,000
512	錦田	谷田城の内自治会	44	108,000
513	錦田	東富士見自治会	163	132,000
514	錦田	西富士見町内会	65	113,000
515	錦田	並木自治会	193	138,000
516	錦田	愛宕町内会	15	103,000
517	錦田	川原ヶ谷自治会	288	157,000
518	錦田	雪沢自治会	97	119,000
519	錦田	緑ヶ丘自治会	95	119,000
520	錦田	山田町内会	31	106,000
521	錦田	小沢町内会	20	104,000
522	錦田	旭ヶ丘町内会	488	197,000
523	錦田	元山中自治会	10	102,000
524	錦田	塚原自治会	63	112,000
525	錦田	阿部野町内会	5	101,000
526	錦田	市山新田自治会	41	108,000
527	錦田	三ツ谷自治会	102	120,000
528	錦田	笹原自治会	56	111,000
529	錦田	山中自治会	25	105,000
530	錦田	初音台町内会	385	177,000
531	錦田	山田住宅自治会	27	105,000
532	錦田	塚の台町内会	114	122,000
533	錦田	小山台自治会	70	114,000
534	錦田	柳郷地自治会	247	149,000
535	錦田	ヴァンヴェール遺伝坂自治会	35	107,000
536	錦田	市営柳郷地住宅自治会	78	115,000
537	錦田	三恵台自治会	412	182,000
538	錦田	塚原台町内会	14	102,000
539	錦田	初音町内会	37	107,000
540	錦田	錦が丘自治会	316	163,000
541	錦田	シャリエ三島松が丘自治・防災会	112	122,000
542	錦田	松が丘自治会	123	124,000
543	錦田	市営谷田住宅自治会	27	105,000
544	錦田	箱根坂自治会	11	102,000
545	錦田	塚原下原自治会	27	105,000
546	錦田	桜郷里町内会	70	114,000